

総務委員会会議録

平成22年 9月27日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:18

委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。

「議案第94号 専決処分の承認(平成22年度飯塚市会計補正予算(第2号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

議案番号が前後いたしますが、先に議案第94号の専決処分の承認についてご説明させていただきます。

平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。この専決処分につきましては、去る7月14日等の大雨による災害のため、その災害救助及び災害復旧等に要する経費を補正したものでございます。

配付いたしております「平成22年度補正予算資料」、7月14日専決と記載した分でございます。その資料によりご説明いたします。1ページをお願いいたします。今回の専決による補正額は表の一番上に記載しておりますが、一般会計で13億7685万4000円でございます。

2ページをお願いいたします。今回補正いたします主なものについて、ご説明させていただきます。歳入では、災害救助費および復旧費等に係る財源をそれぞれ計上しております。一番上、国庫支出金は、河川災害復旧費負担金など総額で2億1466万円、次の県支出金は林地崩壊防止事業費補助金など総額で2億7840万9000円を追加いたしましたものでございます。歳入の欄の一番下に市債を記載しておりますが、各災害復旧事業に係る市債3億1310万円を追加いたしまして、いま申し上げました特定財源を除きまして、一般財源が不足しております。残る一般財源不足額を財政調整基金繰入金5380万6000円、その下になりますが前年度繰越金を5億1608万4000円、それぞれ計上いたしております。

次に、歳出でございますが、民生費の災害救助費では、避難所設置等に係る経費や災害ごみ収集処理経費などの災害救助関連経費986万5千円と、床上浸水世帯等に対する災害見舞金として222万円を計上しております。

一番下の林業土木費では、筑穂阿恵の林地崩壊防止事業1カ所の測量設計委託料、工事請負費の4950万円を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。災害復旧費では、費目ごとに被災箇所数と主な被災箇所等を記載しております。一番上の農業施設災害復旧費では、畠ヶ田井堰、井ノ口ため池など498カ所の災害復旧に係る経費、6億7108万7000円を計上いたしております。

1つ飛びまして、河川災害復旧費では、大日寺川、高田の福谷川、平塚川など94カ所の災害復旧に係る経費8569万9000円を計上いたしております。

その次の、道路橋りょう災害復旧費では、庄内工業団地2号線、阿恵の横山線馬出橋、幸袋の緑ヶ丘団地1号線及び内野の大石線など167カ所の災害復旧に係る経費4億1069万6000円を計上いたしております。

都市施設災害復旧費以下につきましても、それぞれ復旧関係経費を計上いたしております。

一番下になりますが、繰越明許費につきましては、各所災害復旧工事で勢田明治地内市有地法面復旧工事につきまして、年度内の完了が見込めないため設定するものでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。

予算書に入る前に、今回の災害復旧に今回補正の他ににかかる予算がですね、どのくらい必要と見込めるか。今後どれくらいこの補正以外に必要なお金がどれくらいかかるだろうかと思うわけですけど、見込みがありますか。

財政課長

災害復旧に係る分の予算ということですね。今回の災害に係る分はすべてこの専決の予算の中に計上させていただいております。

川上委員

それでは予算書の8ページの歳出、3款民生費の4項災害救助費ですね。需用費の中に食糧費が94,000円あります。この食糧費内訳を紹介してください

総務課長

この食糧費につきましては7月14日の朝食から昼食、夕食、7月15日の朝食、これは避難所に避難された方々の食事代として4食分を支出したものでございます。

川上委員

どういうものを食べていただいたかですね、メニューというか、それを聞かせてください。

総務課長

だいたいコンビニと災害物資供給協定に基づきます対応としてやっていますので、おにぎり、お茶、サンドウィッチ、それからオレンジジュース、味噌汁、パン、それからシャケ弁当、幕の内弁当、ゼリー、ヨーグルト、そういったものが主なメニューとなっております。

川上委員

4食ともコンビニなんですか。

総務課長

コンビニが主なものでございますが、中にはかまど家、そういったいわゆる弁当屋さんの分も入っております。

川上委員

味噌汁と言われましたけど、味噌汁はどのような味噌汁ですか。インスタント、お湯を入れると味噌汁になるというようなものですか。

総務課長

今回のみそ汁はコンビニで購入しておりますので、これは多分お湯をいれて溶かして飲むようなものだったと思います。

川上委員

高齢者あるいは障がいを持つ方がおられると思いますが、そういった方々に対しては特別にこういう配慮をしたということがありますか。

総務課長

今回は1泊2日という短い避難所の期間でございましたので、私どもの把握してる限り、特に高齢者向き等におかゆとかそういったものを準備したということは聞いておりません。

川上委員

それでこの間にですね、食糧費から少し離れますが、1問だけ離れます。体調壊して病院に行ったとか、避難所からですね、そういうような例はないですか。

総務課長

災害対策本部への連絡ということであればなかったというように思います。

川上委員

大体避難所から病院に行った場合は災害対策本部に連絡が来るようになってるんですか。

総務課長

大きな事故等については所要の連絡をしていただくことになっています。

川上委員

実際は連絡が行くようになってないんですね。その大きなと言われたけれども。

それで食糧費に戻りますけども、1泊2日とは言われたけども、もう少しそのこの時期には災害が集中する時期だということはわかってる時期ですから、もう少し高齢者、それから障がいのある方に心を砕いたようなね、食事を工夫できるようにしていただきたいと思います。

次はですね、9ページ、13款災害復旧費ですけれども、15節各所農業施設の災害復旧工事の中に明星寺のため池の復旧工事が入っていますか。

農林課長

この工事費の中には含まれておりません。前ページの12節役務費の災害応急復旧手数料の中に含まれております。

川上委員

わかりました。次にですね、8ページ戻りますけれども、役務費、災害応急復旧手数料について、この中に新進工業にあなた方が随契で発注した工事があるんですね。ため池の災害復旧で。その額はいくらですか。

農林課長

116万8800円です、消費税込みで。

川上委員

これはどういうことを、災害復旧工事の内容としてはですね、どういうことをいつまでにと発注になってますか。今回8月1日の市報に明星寺のため池を売却するというところで市報に載せましたでしょう、そのため池です。復旧工事の内容、それから期間、どうなっておるかお尋ねします。

農林課長

2回に分けて発注しております。最初が8月2日からは8月16日。次が9月3日から10日までの間です。最初はため池から一部汚泥等が出ておりましたのでその処理、その次に溜池等の堤体の決壊がございましたので、決壊を防ぐために大型土嚢の設置と、このため池については排水路がございませんので排水路に代わるパイプの設置をしたところでございます。

川上委員

8月2日から16日までは契約金額はいくらですか。汚泥処理にはどういった重機が必要だったのかもお尋ねします。

農林課長

8月2日から16日までについては40万円でございます。汚泥処理につきましては搬出用の車両と重機による積み込み処理でございます。

川上委員

その搬出先はどちらかわかりますか。

農林課長

手元に資料がございません。申し訳ありません。

川上委員

その臭いのする汚泥はですね、どこにでも捨てていいんですか。それとも市が指定する所に捨てるんですか。どうなんです。

農林課長

いろいろございまして、産廃処理する汚泥と、汚泥といひましても通常のきれいな水を含んだと、このため池については、水が含んだということで雑排水等は入っておりませんので、水を含んだということで一時仮置きして通常は乾かしたりですね、捨て場等に排出するというふ

うになります。産廃的な処理をしなくてはいけないものについては産廃処理という形になると
思います。

川上委員

産廃処理をしないといけないものはどれぐらいあって、産廃処理をしなくていいものはどれ
ぐらいあったんですかね。

農林課長

産業廃棄物処理としての処理をするものではありませんでした。

川上委員

そうすると一般廃棄物というか土砂ということでしょ、これどこにいったか資料がないとは
どういう意味ですかね、いま手元にないということですか。調べればわかるんですか、どこに
持って行ったか。

農林課長

いま搬出先について手元に持っておりませんのでわかりませんが、調べればわかると思いま
す。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:20

再 開 10:24

委員会を再開いたします。

農林課長

私の表現が悪くて申し訳ございませんが、水を含んだ土地ということでごさいます、いま
搬出先で仮置きをして乾かして、その後埋立地等に適正に処理されるということでごさいます。

川上委員

だからさっきから聞いているのは、産廃でないんだったら産廃でない取り扱いになるんでしょ
うけど、その適正に処理しているという中身を聞きたいわけですよ。どこの埋立地なのかね。
あなた方が随契かけた時にこうするよというところまでは話してないんですか。好きにせ
よということでもないでしょう。どこに捨てようかって話までしてるわけでしょう、40万円
出す時に、具体的な中身をね。あなた方と相談したところはどこなのか、実際に新進工業で
すか、が持っていったのはどこなのかね、そこを聞きたいわけですよ。どれぐらいの量を。

農林課長

搬出先の仮置きは新進工業さんがおられる潤野の嘉飯山砂利組合のところに仮置きをされて
おります。それからの搬出先は、通常でありましたら採石場の埋立地とかそういうところに搬
出されます。搬出量は240立米でごさいます。

川上委員

そしたらそのため池の泥土は嘉飯山砂利組合に持って行ったんですね。そして、それから先
なんと言われました。その埋立地と言われたんですかね。どこの埋立地ですか。

農林課長

まだ搬出されていませんので、その先はまだ確定しておりません。

川上委員

その泥は誰の泥ですか。あなた方の泥ですか。もう新進工業のものですか。その処分につい
ては、もう市は責任を負わなくていいんですか。

農林課長

適正に処理されるということで発注をしたところでごさいます。

川上委員

随契で40万円やって、そして適正処理と書いてるんですか、仕様書には。泥土は適正処理

というふうにその仕様書には書いてるんですか。ちょっと正確に、仕様書に書いてるとおり言っていただけませんか。

農林課長

通常、今回もそうですが、緊急を要する応急処理につきましては見積を徴取し発注するわけですが、当然、市の指名業者でございますので適正に処理されるものとして判断をし、発注をかけてるところでございます。

川上委員

もう既にあなた方は知ってたんじゃないですか。新進工業が採石業において無許可操業を繰り返してきた。期限切れ操業です。それから区域外採取を繰り返してきた、他人の土地でもどこでも削ってきてるわけでしょう。そこの削ってきてた所に産廃の破碎処理施設まで設置されてるわけだけど、それは嘉飯山砂利建設がということになってるんでしょうけど、おかしい。市の指名業者だから、適正にあとはお願いしますと、そこまで信じられるかなと思うんですよ。悪質業者じゃないですか。ここに随契をかけようとする時に、あなた方どのようなことに留意しましたか。

農林課長

何度も繰り返しますが、災害時におきましては400カ所、500カ所の応急工事が必要でございますので、すぐにお願ひでき、していただけたところに優先的に発注を掛けるところでございますし、市の指名業者でございますので、適正に処理されるものと考えて発注しとるわけでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

川上委員

9月3日から10日までに2回目の随契をかけたんですか。随契を2度したんですね。そうなんですか。

農林課長

その通り、分けて発注しています。

川上委員

災害が発生したのが7月13日で、随意契約をかけたのが9月3日でしょう。第2回目。どうして随意契約でやろうと考えたんですか。十分時間の余裕はあったと思うんですけど

農林課長

災害時におきましては、今回予算を計上しております応急処理についてはすべて相手方に緊急がありますので、随意契約をしとるところでございます。時間があつたではないかということでございますが、この泥の搬出につきましては、その後の7月13日の雨からにかけての状況の変化がありまして、そのときにヘドロが少し流出したためこの時期にあつたものでございまして、9月1日からは以降につきましては、その後少量の雨が降りましたけども、その雨の影響で水が流出してまた被害が出るおそれがあるということと、また台風シーズンが終わっておりませんので、台風の接近等の情報もございましたので処置をしたということでございます。

川上委員

そのところは今から聞くんですけど、それで災害はすべて緊急性があるので2回目の必要な工事も随意契約でしたということなんですね。それでどういう工事が必要だったのか、その金額はいくらだったのかね。どういう工事が必要だったのか、金額はいくらだったのかね、教えてください。

農林課長

最初に説明しましたように応急処理については工事でございまして、作業処理という取り扱いをしておるところでございます。今の質問の9月1日からについては堤体部分の水の流出と下流域へ水が流れたため土砂等の流出の恐れがありますので、そのところに大型土嚢を設置いたしまして、そこから排水パイプを設置いたしまして、下の水だけ側溝に流れるような処

置の作業をしていただいたところでございます。

川上委員

堤体の部分はどういうふうにするという指示があったんでしょう、具体的に。堤体をこういうふうにしなさいと。どういうふうになってました。大型の土嚢を何個置くとか、そういう具体的なところまで指示をしたんじゃないんですか。現在そのとおりになっておるかどうか、尋ねたいと思うんですけど、答弁を求めます。

農林課長

手元に土嚢袋18体でございまして、それを設置するように発注をしております。その後、状況の変化があって、一部土嚢の位置を変更したというところでございます。

川上委員

18袋置いたその段階で工事が終わったというのは確認していますか、その追加を言う前に。

農林課長

確認しております。

川上委員

追加の仕事はなぜ必要だったのか、そしてそれはお金がなかったのか、尋ねます。

農林課長

その土嚢を設置完了後雨が降りまして、水の流れが排水パイプを通じて下流の道路側溝を持つところに流れておりますが、そのサイド部分におきまして、またそこから流出するのではないかという恐れがございましたので、水だけでなく土砂も流れ出すという可能性がありましたので、その分で土嚢の位置を変えたというところでございます。

川上委員

本会議で私の一般質問に対して、こういう答弁がありましたね。「新進工業がここの土砂をトラックに積んで搬出しているのを市は確認した。」ということなんですね。その土砂というのはため池の土砂じゃないですからね。隣地の坂平末雄さんの土地の土砂でしょう。それを新進工業のトラックが積んで出ていったのをあなた方は目撃してるんだけど、その行為は何ですかね。いつ確認したんですか。工事契約期間中じゃないんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:35

再 開 10:35

委員会を再開いたします。

川上委員

要するにため池の災害復旧で随意契約を受けて、税金をもらってその工事をしているときに、併せて土砂搬出を随契のお仕事のうちということで搬出していないかという心配をしてるんですよ。それであなた方が搬出を目撃したのがいつだったのか。それが工事期間中であれば、これは何の泥をどこに持って行きよるんですかというように聞いたかなと思うんですね。そういう問題意識なんですけど、答弁求めます。

農林課長

私が車の移動を確認した日にちにつきましては、先ほど申し述べました最初の8月2日から16日の作業の処理が終わったその後の確認でございまして、日にちはちょっと定かではございませんが、8月の下旬頃だったと思います。

川上委員

次に、11ページ、第5項のその他公共及び公共施設災害復旧費、工事請負費、各所災害復旧工事の中に、鯉田工業団地調整池に係わる作業だとか工事が入っていますか。

財政課長

この中には調整池に係る工事費等は含まれておりません。

川上委員

予算書の中にどこか含まれているところがありますか。

財政課長

予算書の中にも含まれておりません。

川上委員

14日の日からですね、調整池の水をポンプで大慌てでかき出しましたね。その作業は災害復旧予算の中には入りませんか。本当にこの中には無いですか。無いとすればどこにあるんですか。どこからの支出になるんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:38

再 開 10:39

委員会を再開いたします。

土木建設課長

当日はポンプそのものは市のポンプ、それから設置については職員が行っておりますので、災害復旧費としての計上はいたしておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第94号 専決処分の承認(平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第2号))」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第79号 平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

「議案第79号 平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」について説明させていただきます。

配付いたしております「平成22年度補正予算資料」、先ほどのとは違いまして7月14日専決と書いていないほうの分でございます。そちらをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載しておりますように、主に補助事業に伴う事務事業費の変更を中心に補正するものでございます。表の一番上に書いていますように、一般会計で1億2934万円を追加いたしております。

2ページをお願いいたします。今回補正いたします主なものにつきまして、説明させていただきます。まず、歳入の県支出金では、福祉のまちづくり支援事業費補助金など、今回の補正で計上しております補助対象実施事業に係る補助金及び交付金等を追加いたしております。その下の繰入金では、財源調整のため財政調整基金2841万8千円を追加するものでございます。市債につきましては、本庁総合窓口設置等事業に対する財源として計上いたしております。

次に歳出ですが、総務費の財産管理費で、総合窓口設置・障がい者等対応庁舎改修事業といたしまして、2942万3000円を計上しておりますが、これは、1階受付・案内カウンターの設置や視覚障がい者用誘導床タイルの設置及び待合室の整備等の改修を行うものでござい

ます。財源といたしましては、先ほど申し上げました県の補助金でございますが、補助率2分の1の県福祉のまちづくり支援事業費補助金881万円及び合併特例債を活用した、庁舎整備事業債1550万円を充当するよう計画いたしております。

一番下の労働諸費の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費では、県の基金事業を活用しまして、以下に白い丸印で記載しております生活習慣病対策事業、高齢者福祉サービス利用者ファイル等整理事業、障がい児放課後対策事業及び旧伊藤伝右衛門邸前道路改修工事に伴う観光客誘導事業の4事業と、次の3ページの一番上に記載しておりますように、緊急雇用創出の委託事業として観光ポータルサイトを利用した広報活動やイベント開催時の案内等を実施するおもてなし事業及び中心市街地活性化に向けたコミュニティ・ビジネス創出支援事業の2事業を追加で計上し、新たな雇用の創出を図ろうとするものでございます。

農林水産業費の農業振興費では、いずれも県の補助事業を活用して実施主体へ補助金等を交付いたします担い手育成・確保対策事業費補助金など3つの事業を計上いたしております。

林業施設費では、現在通行止めとなっております林道龍王線の改良事業につきまして、県補助金を受けて実施するものであります。

中ほどの下になります。商工費の商工業振興費では、地域活性化商品券発行事業といたしまして、プレミアム付商品券発行予定額2億円の10%にあたるプレミアム部分2000万円から県補助金600万円を差し引いた、残り1400万円を事業実施者へ補助しようとするものでございます。

教育費の文化財保護費では、鯉田中線改良事業に伴い急遽調査することとなりました荒巻遺跡の発掘調査受託事業費を計上いたしております。

一番下の債務負担行為は、公有財産購入費の庄内赤坂地区の排水路敷等につきまして、次年度の補助対象とするため、土地開発公社に依頼して用地の先行取得を行うものでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

10ページの歳出、2款総務費の中で、工事請負費15節、本庁舎総合窓口設置等改修工事、これはいつからこれを取り組もうと考えたのか。発想としてはどういう発想なのか、お尋ねします。

行財政改革推進室主幹

総合窓口につきましては行財政改革一次実施計画の改訂版を平成21年12月に策定しておりますが、この前にも内部的には検討をしてきておりますけども、この改訂版の中に市民総合窓口の導入に向けた検討、実施ということで、検討しながら昨年のこの改訂版を受ける前も検討はずっとやってきておりますけども、去年の12月から、現在9月ですが、この検討というか実施に向けていま作業を進めてるところでございます。

川上委員

どういう発想でと聞いたのはですね、市民にとってこの工事が行われることによってどんないいことがあるか、わかるようにと思って聞いたんですけど。

行財政改革推進室主幹

本市が目指しております総合窓口といいますが、平成23年度からの電算のリプレイスに合わせて導入しようとするものでございます。現在市民の方が転入、転居、転出、出生などの手続のため窓口にお見えになった際、各種手続を行っていただくため、市民課以外のどこの課に回っていただくかをお知らせするチラシを配布している状況でございます。それを基本に市民の方が庁舎内を自分で回ることのないように、できる限り1カ所で手続を完結させることを目標としまして、今回の総合窓口を導入するものでございます。

川上委員

工事はどのように発注するのか、お尋ねします。

行財政改革推進室主幹

今回の工事につきましては先ほど財政課長が説明しておりますが、工事の部分としまして1階には受付カウンター、案内カウンターの設置、撤去、キッズコーナー設置、それから福祉のまちづくりの事業でございますので、防滑塩ビシート、それから視覚障がい者用誘導床タイルの設置、それから待合室を多く取っていくというような形をとっております。それから2階から4階にかけては階段、手すり撤去、それから設置と、それから各階の滑り止め、防滑性のワックスを塗るということ、それから視覚障がい者用の誘導床タイルの設置、こういったものを工事として行うこととしております。発注につきましては競争入札ということになります。

川上委員

これは分割して発注しますか。

行財政改革推進室主幹

一括発注か分割発注かということで、現在検討しているところでございます。

川上委員

検討が必要ですか。分割発注で地元の業者が取れるようにするのが普通だと思いますけど。

次にですね、5款労働費、8節報償費、指導員研修講師謝礼金408万円が計上されております。これはこういった内容でしょうか。

児童育成課長

児童クラブの指導員は教員免許や保育士免許を持つ有資格者であります。障がいを持つ児童の対応には専門的知識が必要であり、対応に苦慮しているところでございます。この対応のため児童クラブに臨床心理士を招き実地研修を行うことにより、指導員の資質の向上を図り、事業の充実に努めるものでございます。

川上委員

次にですね、緊急雇用創出事業関連の質問をします。それで、提出された予算資料を見ますと、2ページから3ページにかけてなんですが、6本事業が予定されております。これを見ても、雇用見込みが2,531人/日というふうになっておりますけども、これはわかりやすく言うところのことだよというふうに説明してもらえませんか。

商工観光課長

今回予算を計上させていただいております緊急雇用につきましては、事業件数といたしましては6件、総額で2596万8000円でございますが、その中の雇用を想定しております実人員につきましては26名、延べ人員が2,531名となっております。この実人員、延べ人員ともに、新たな雇用ということで協議を承っております。

川上委員

バランスそれぞれあるんでしょうけど、26人が大体どのくらい働けるんですか。

商工観光課長

6事業によりまして日数は異なりますが、高齢者の福祉サービス等の事業が1人で101日、生活習慣病対策事業が2人で184日、観光客誘導事業が5名で延べ425日、障がい児の放課後対策事業が8名で1,088日、おもてなし事業が5名で603日、コミュニティビジネス創出事業が5名で130日となっております。

川上委員

このうちですね、その雇用期間を超えても事業としては必要だという事業がありますか。

商工観光課長

それぞれの事業につきましてはこの緊急雇用創出事業を活用したところの雇用になっておりますので、原則半年ということになっておりますが、これまでの緊急雇用事業の利用を見ますと継続された事例もございますので、継続ができれば当然継続していただきたい事業というふう

うに考えております。

川上委員

この2500万円なんですけど、2600万円ですね、これは財源として市の一般財源から投入されたものがありますか。

商工観光課長

すべて県の基金事業でございますので、10分の10、県負担になっております。

川上委員

緊急、臨時的な仕事ということで事業予定があるんですけど、先ほどの答弁からいうとこの雇用期間が終わっても継続して行われるほうが望ましいという答弁がありましたね。それからいうと、一般財源を用意してでも必要な事業なら継続するという必要があると思うんですけど、その辺についてはどうお考えですか。

商工観光課長

ただいま本市の厳しい財政状況を鑑みますと、必要な事業も精査をしながら予算要求等も必要かと思っておりますので、今後各課において検討されるような形になろうかと思っております。

財政課長

今回計上しております緊急雇用事業の6つの事業のうち、短期的に取り組む事業と継続して取り組む事業があると思っております。2ページの下から2段目、の2つ目になりますが、障がい児放課後対策事業等は、これは今回たまたまこういう特定財源がありましたので活用させて実施しておりますが、事業担当課のほうではこの障がい児の対応ということで苦慮してありますので、こういった事業につきましては何らかの措置をとっていきたいというふうに担当部署と協議を進めておるところでございます。その他の事業につきましては短期的な事業としてとらえております。

失礼しました。3ページの上から2つ目のコミュニティビジネス創出支援事業につきましては、2カ年事業で調査をやっていくということで予定をいたしております。

川上委員

障がい児放課後対策事業については継続してやるべき事業だという判断ですけど、今回この手当てが取れたので、これについてはその手当ての分はやると。その手当てが終わったあとは一般財源でも考えていきたいということなんですね。

それで、現在緊急雇用で仕事ができている人は何人いますか。今日現在でわかりますか。

商工観光課長

今回の緊急雇用事業につきましては平成20年から事業開始しております。平成20年から今回の予算計上をさせていただいてます9月補正の分までの延べということで回答させていただきます。事業としましては43件、金額としましては2億1587万1000円、実人員317名、そのうち新たな雇用279名、延べ人員21,317名、新たな雇用に伴う延べ人員19,953名となっております。

川上委員

今回補正によって働ける方は26人ということですよ、予定ではね。いま何人働いておるかということを知りたいんです。

商工観光課長

先ほど申しましたように、この事業は平成20年度から開始しておりますが、21年度までにつきましては、申し上げございませんが、追跡調査をいま国のほうはやっておりますが、雇用等が現在どうなっているかというのは、いまのところ数字が把握できておりません。ただ22年度の当初6月補正、今回の9月補正で実人員で276名が雇用の予定となっております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:02

再開 11:02

委員会を再開いたします。

商工観光課長

失礼いたしました。平成22年度につきましては当初129名、6月補正で21名の150名働かれているということになります。

川上委員

今の経済状況から言えばですね、私はもっと市の一般財源を使って、横にも出すし、上乘せもするということが必要だと思います。

次に11ページの6款農林水産業費のうちですね、農業土木費、公有財産購入費の109万7000円の内訳をお尋ねします。

農林課長

現在、潁田地区において神籠石ため池の老朽化に伴う県営事業で、設計測量等の調査をしておるところでございますが、この事業の中でため池内の敷地内に個人地が一筆判明しました。地積1,097平方メートル、これを購入するための予算計上をしておるところでございます。

川上委員

続いて、農林水産業費、林業費の林道龍王線改良工事はどういう工事なのか、お尋ねします。

農林課長

龍王林道線の工事でございますが、昨年の災害におきまして土砂が林道上に流出したわけでございますが、復旧の土砂を片づけた後、道路に痛み、破損が出ておりましたので、県のほうにご相談したところ、クラック等でございますので災害にのらないと。次年度県の補助金でどうかという話がございます。ここにち取り組んだところでございますが、工事長100メートルでございます。舗装と地盤改良と擁壁等、防護柵とかガードレール等の通常の林道の工事、主だった理由は道路の舗装をし直すということでございます。

川上委員

それから7款商工費、地域活性化商品券発行事業補助金1400万円、これは経済効果はどのように見込んでおられますか。

商工観光課長

今回予算計上させていただいております1400万円につきましては、プレミアム商品券の市負担分でございます。総額では2億2000万円の事業費になりますので、2億2000万円のプラスアルファの経済効果があるというふうに考えております。

川上委員

これは低所得者の方が多く購入すると思いませんか。それともそれなりの収入の方が多く購入すると思いませんか。

商工観光課長

利用の対象につきましては、購入先の事業所が昨年よりも約650件になりますので、通常的生活費等も利用できますので、対象は高所得者・低所得者に限らず、ご利用があると考えております。

川上委員

これに反対するものではないんですけども、考え方としては高齢者だとか社会的弱者、低所得者の暮らしを助けながら景気対策にもつながっていくような考え方をね、一つ立てる必要があるんじゃないかなという思いますので、そのことは意見として述べておきたいと思えます。

それから10款教育費の教育振興費、費用弁償83,000円についてお尋ねします。内容を教えてください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:08

再開 11:08

委員会を再開いたします。

学校教育課長補佐

教育費の面で中学校の教育振興費といたしまして、飯塚第三中学校が県の研究指定を受けまして、それで県の事業が決定いたしましたので、それに書かせていただいております。費用弁償につきましては先進校視察研修のところでお知らせいただいております。

川上委員

何の研究指定を受けたのか、それから先進校視察というのはどこに何の目的で行くのか、何人行くのか。83,000円につながってくるような話をしていただけませんか。

学校教育課長補佐

飯塚第三中学校の研究指定につきましては、福岡県の研究指定の委嘱校といたしまして道徳教育に関しての研究をしております。また研究視察につきましては、日帰りで3名分で、兵庫県川西市立の明峰中学校のほうに行く予定でございます。

川上委員

3人はどういう方なのか、それから道徳の勉強に兵庫県の明峰と言われました、どういう先進的な経験があるのか、そこに行かなければならないというのは、なぜ行かなければならないのか、そのところもお尋ねします。

学校教育課長補佐

先進地視察につきましては、教務主任、また研究主任、あと研究に携わる者が3名参加するように聞いております。またその明峰中学校でございますが、全国的にも研修に優れているというふうなところで、飯塚三中のほうぜひそこに行かせていただきたいということで、そのようにしておるといふふうに聞いております。

川上委員

よく分からないという答弁ですね。分かるんですか。分かるんだったら、もう少し詳しく言ってください。なぜ兵庫県の明峰が全国的に優れてると、何に優れてるのかね。分かりますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:11

再開 11:11

委員会を再開いたします。

川上委員

市の一般財源からではなければね、はいどうぞとどう感じるんですよ。これは解放教育の勉強に行くんじゃないですか。違うんですか。

学校教育課長補佐

違います。

川上委員

あなたがそのことを答弁できるはずないでしょう。分からないと言ったんだから。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:12

再開 11:25

委員会を再開いたします。

学校教育課長

明峰中学校の件でございますが、この中学校は昨年度文部科学省の道德教育における研究指定校ということで、昨年度道德教育による研究発表をした学校でございます。学校規模としましては15学級ということで、三中とは随分違う学校でございますが、純粹に道德の研修に行ってきたということでございます。三中の校長にお聞きしたところ、純粹な道德と、だから解放教育、人権同和教育とは違うということの報告を受けております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第79号 平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:27

再開 11:28

委員会を再開いたします。

次に、「議案第85号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長

「議案第85号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。

議案書の8ページをお願いします。本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴うものであり、児童扶養手当法の一部改正により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったことに伴い、父子家庭においても児童扶養手当の受給を優先し、非常勤消防団員等の年金補償を減額調整するものです。

改正内容につきましては、9ページの新旧対照表の下線部に記載のとおり、関係条例中の同法の条項号を引用している箇所を改正するものです。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

公務災害の発生及び補償の状況をお尋ねします。

総務課長

現在のところ、この父子家庭の年金補償受給者はおりません。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:29

再開 11:35

委員会を再開いたします。

総務課長

現在飯塚市の消防団員には、この公務災害補償を受けているものはおりません。

川上委員

過去数年分ぐらいのデータが今ありますか。今はそうでしょうけど。

総務課長

ちょっと過去となりますと、調べないと分かりません。

川上委員

条例改正のときには、やっぱりこれまでどうだったのかということ、それによって不利益をこうむる職員がいないかということから出発しないと、法律が変わったので文言を扱いますというようなことではいかんと思うんですよね。やっぱり生きた職員がいるわけですから、家族もあるわけだからというふうには思います。終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第85号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第91号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めること」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総合政策課長

「議案第91号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めること」について、補足説明いたします。

議案書の19ページをお願いいたします。過疎地域自立促進特別措置法第2条の規程により、旧筑穂町区域が過疎地域として指定されておりましたが、この度、同法の一部改正により、法律が6年間延長されました。このため、同法第6条第1項の規程に基づき、筑穂地域における総合的かつ計画的な施策を講じるため、「飯塚市過疎地域自立促進計画」を定めることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

計画の内容につきましては、基本的に前計画を引き継ぐものでありますが、合併後に事業の追加や見直しがあっておりますので、事業関係課により精査を行い、また総合計画との調整を図り、計画策定を行っております。

本計画に計上しております事業のうち、過疎対策事業債の対象となる事業につきましては、同事業債は充当率100%で、70%の交付税措置がなされます。また今回の法律の改正により、同事業債をこれまでのハード事業のみでなく、ソフト事業にも充当できるようになっております。

なお、計画期間は平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間でございます。

また本計画案につきましては、同法第6条第4項の規程に基づく福岡県との協議が終了しております。今議会におきまして議会の議決が得られましたなら、県を通じまして、関係大臣に提出することになっております。

次に、別冊の計画書の3枚目、目次をご覧ください。最初に、「1 基本的な事項」といたしまして、市の概況及び人口の推移と動向、産業の現況と課題、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間を述べております。

次に、過疎地域自立促進計画の施策区分に従いまして、2に「産業の振興」、3に「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」、4に「生活環境の整備」、5に「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、6に「医療の確保」、7に「教育の振興」、次のページ、8に「地域

文化の振興等」、9に「集落の整備」、10に「その他地域の自立促進に関し必要な事項」のそれぞれにつきまして、現況と問題点、その対策、計画という構成にしております。

なお、計画に関する詳細の説明は省略させていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

全国的な法律の延長を求める世論と国会内の動きで延長が決まり、同時に柔軟に使えるようにというようなソフト事業も対象にするというようなことになってきたわけですが、同時に対象が50いくつか増えて、対象自治体は776になるというふうに聞いています。福岡県下では19と。それで筑穂地域の場合は合併前からの継続ということなんですが、今回この筑穂地域については、最初に地域指定があったのはいつかですね、いつからこの計画を立ててやってきたのか、お尋ねします。

総合政策課長

過疎対策につきましては確か昭和45年に最初の法律が制定されまして、あとは10年間ずつの期限立法ということで制定されておりますので、筑穂地域は当初昭和45年からだと思います。

川上委員

それで今回筑穂地域を継続する理由は、どういう理由でしょうか。

総合政策課長

今回の法律6年間延長の改正がございましたが、この6年間の延長ということで引き続き筑穂地域も過疎地域に指定されたということがございます。

川上委員

それは自動的にですか。

総合政策課長

はい、自動的にございます。

川上委員

それでは、とりわけ合併以降の実績、どういう取り組みをこの計画に基づいてしたのか、到達点をどうとらえておられるのかですね、数字的なことも含めて特徴的なところを聞かせてください。

総合政策課長

申し訳ございません。数字的なものはちょっと分かりかねますが、筑穂地域における道路整備あるいは消防ポンプ自動車等の購入に過疎事業計画に計上しておりますので、それに基づきまして事業を実施したということがございます。

川上委員

じゃあ、過疎債の借入状況、どういう事業にいくら借りたかというふうに聞いたほうが答えやすいでしょう。答弁を求めます。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:44

再 開 11:45

委員会を再開いたします。

川上委員

基本的事項について認識をお尋ねします。全国的には、過疎地域というのは面積で過半数というか、54%、今度指定地域は増えているので少しアップしてるかもしれないけど、50数%、前のときは54%と言ってたんですね。人口で1000万人が過疎地域で住んでるとということ

なんですね。それで、その多くは国土の保全、それから水源涵養、それから食料の供給源ということで重要な役割を果たしていると、だから税金を投入してでも対策を取るんだということなんですが、この筑穂地域人口が、自立計画を見てみると横ばいと書いたりですね、減少と書いたりしてるところがあるんですけど、実際の認識はどうなってますか。

総合政策課長

筑穂地域につきましては、微減の状況だというふうに認識をしております。

川上委員

全国的に人口流出が続いておるといことなんだけど、筑穂地域があなたのいう微減にとどまっているのはどういう理由だと思われませんか。

総合政策課長

詳しい分析は行っておりませんが、旧大分駅周辺につきましてはミニ開発といいますか、小型の住宅の整備事業等、民間によるものが行われておりますので、それによって現象がいくらか少なくなっているのではないかというふうに思っております。

川上委員

そうすると、例えば内野だとか山間部のほうはかなり急な人口減というふうになっていきますか。

総合政策課長

申しわけございません。詳しい数値はございませんが、それほどの大きな減少にはなっていないというふうに認識しております。

川上委員

そのところの地域的な分析もいるのではないかなと思うんですね。もともと3つの村が50年ほど前に合併してできた町でしょ。それで、その他の点で先ほど数字的なこと聞きましたけど、この間、自立促進計画に基づいて最も効果があったと、人口大幅な減に歯止めをかけて、あなた方としては善戦健闘しておるといことかもしれませんけども、そういうことができている最も大きい要因というか教訓というか、それはどういったことでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:50

再 開 11:51

委員会を再開いたします。

総合政策課長

はっきりした分析等は行っておりませんが、これまで旧筑穂時代から過疎債を活用いたしましてサンビレッジ茜ほか、施設の整備あるいは道路の整備等を行ってきております。こういうことがいくらか人口の減に歯止めがかかったのかなというふうには認識しております。

川上委員

私が聞いたような質問は地域でも質問が出たはずですよ。これからも出るでしょう、一体これは何の役に立つのかと、立ってきたのかと。それにその程度の説明ではね、よくわからないってことになると思うんですよ。だいたい昭和45年からと言われましたけど、この間だけでもどれくらいの借金をして、どれだけのことをしてね、でどれだけ借金が残っていると。残っている借金と比べてもね、住民の福祉の増進に貢献できた部分のほうが大きいのだよというふうに言えるようなものがあるんじゃないかなと思うんですね。それで私はね、人口が微減と言われましたけど、特徴が書いてあるでしょう。高齢化が相当進んでるわけですよ。それで、ある意味では流出のしようがないというかな、行き場がないんですよ。だからもうこれ以上減りませんと言うつもりはないけど、もう減るところまで減りつつあると。それで、自立促進計画というならね、どこに手を打つべきかということが出てくると思うんですよ。だから広い遊休地

に、例えば観光施設などつくってよそから呼び込むとかね。民間開発で住宅をつくるとかいうこともあるかもしれないけど、いま人口が実際に減っている地域に対する支援を特別に重視するというのが、いま筑穂に必要じゃないかと思うんですね。だから国の法律の中でも、そのところが必要だからソフトを重視しましょうってことにしてるんじゃないかと思うんですよ。ところが筑穂は5年前に合併しましたね、他の1市3町と。この合併そして今の行革のやり方はこの自立促進計画の方向を目指すものと矛盾してるんじゃないかと思うんですね。例えば一番に上げたいのは役場の問題なんですね。役場こそは公共サービス、住民サービスの拠点じゃないですか。これがお金のためとはいえ、百何十人で筑穂地域をサポートしていた人たちが今は数十人になってるわけですよ。地域のことをよくわからない、それは本人の責めではありませんけど、わからない人も含めてそうなるわけですね。それだけでもサービスの低下というのはあっているわけです。これは例えばの話です。ですからいま言ったような逆方向を向いているんじゃないかと思われるんだけど、市の行革方針は。そのところをね、あなた方はどうとらえて、この難しさをどう克服しようとしたのか、全然考えてないのか、お尋ねしたいと思います。

委員長

その前に先の質問に対する答弁を。

財政課長

遅くなりました。合併以後で過疎債を活用した事例といたしましては、平成18年度はありませんで、19年度に借入額で申しますと1530万円、20年度については4120万円、いずれも消防自動車、小型ポンプ車等の購入費に充てております。21年度はまだ予定額ではございますが、消防自動車の購入費に1030万円、あと、茜屋線の道路改良事業に3370万円の借入れを予定いたしております。

川上委員

ということは、ポンプは何台購入したんですかね。

総務課長

小型ポンプにつきましては平成19年から21年にかけてまして20台を整備いたしております。

川上委員

消防車両も入れたんですかね。

総務課長

平成19年に小型ポンプ付きの軽自動車のタイプになりますが、これを1台、それと平成20年にポンプ車を1台整備いたしております。

川上委員

消防関係はもうそれだけですか。他にはありませんか。

総務課長

消防関係につきましてはそれだけでございます。

川上委員

あとはサンビレッジ茜に向かう途中のヘアピンカーブの所の工事ですね。3300万円もかかったんですかね、あそこの工事は。あそこだけですか。他はないですか。

財政課長

今回、これまだ借入れは行っておりませんが、茜屋線の道路改良事業の分だけでございます。

川上委員

自立促進計画ってかなり立派なものができてるんですよ、見栄えは。これ以外に申請したことがあるんですか、事業申請を。

総合政策課長

過疎債を活用した事業につきましては、この計画に計上しているもの以外はございません。

川上委員

3500万円以上の、最低でも事業量が確保されてると聞いておりますけど、他にはなぜ申請をしてないんですか。

総合政策課長

今までやってなかったのは、この計画に計上していなかった事業であったからということでございます。

川上委員

そうすると、これ以外には必要がなかったという答弁ですか。

総合政策課長

今回の過疎地域自立促進計画につきましては、これまで上げていなかった事業も今回計上させていただいているということでございます。

川上委員

何かよくわかりにくい。いま言われたもの以外には事業を実施したいと申請してないんですよ。そうすると必要がなかったのかと、他に。過疎債使うような、あるいは自立促進計画をつくったけど、事業申請するようなものがなかったのかと、必要がなかったのかということをお願いいたします。

総合政策課長

過疎計画には筑穂地域で考えられます地域活性化策すべての事業を計上いたしております。その中で精査をしまして、実施に向けて過疎債を活用する事業を内部で検討いたしまして申請を行ったということでございますので、一応計画載せているのがすべて地域活性化策、その時点でございますが、今の時点で考えられる地域活性化策、筑穂地域の地域活性化策を計上しておるところでございます。

川上委員

この中から実際にこれやりたいので借金しますよと、いいですかというのを申請しないといけないんじゃないんですか。これ書いてるから勝手に借金していくぞというわけにいかないでしょう。だからこれ以外は精査したと言われたでしょ。精査してこれだけですよと。他には必要性がなかったのかと、この4年間、いうことを聞いてるんですよ。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:02

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

総合政策課長

行革と自立促進計画の目指す方向が違うのではないかとというようなご指摘でございますが、行革ということも踏まえつつですね、筑穂地域の自立促進につきましては、この過疎地域という点を十分に活用して、この地域の地域づくりを進めたいというふうに考えております。

(「答弁保留がある。」との声あり。)

総合政策課長

申請まではいっておりませんが、この計画に載せました事業につきまして検討、協議を行いまして、その事業については過疎債は該当しないというような経緯はございます。

川上委員

私の実感からしますとね、この合併後の過疎債の適用というのが、住民の福祉の向上という点でいうと少ないのかなという気もします。それで、皆さんは百も承知と思われませうけども、

この法律の目的が計画には書いてないんですよね。だから、これだけ読むと目的がわからないまま、まるで借金メニュー表かということになりかねないので、目的はどうなってるか、法の紹介してください。

総合政策課長

過疎地域自立促進特別措置法の第1条に目的がございます。「この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」というふうにあります。

川上委員

そうなんです。住民の福祉の向上、それから雇用の増大、地域格差の是正が3本柱ですね。美しく風格のある国土の形成というのは、恐らくは国土の保全、それから水源の涵養、それから食料の供給、そういうのが入るのだと思われま。それで、計画を作ったんだけど、なかなか適用がないというのは、なぜなのかと。それは、過疎債の制約そのものがあるかと思うんだけど、それはどのような制約があるのかね、お尋ねします。

総合政策課長

過疎債の対象事業といたしましては、詳細については、過疎法第12条とか、同法の施行令などに示されておるところでございますが、本市といたしまして、過疎債の対象事業を県、国等に相談する段階におきまして制約はかかり、過疎対策事業債の起債は難しいというような回答をいただく場合もございます。

川上委員

事前に調べることが出来るのもあるでしょうし、向こうがいきなりこれは実は駄目なんですよということもあるわけですか。

総合政策課長

例えば、対象事業といたしまして道路というふうに簡単に書いてある場合もございます。これにつきまして、過疎地域の道路の過疎債の認可申請と申しますか、協議に行った場合に、単なる過疎地域内の道路では駄目ですと、過疎地域等の中の集落と集落を結ぶような主幹道路と申しますか、そういう細微にわたった制約というものはあるというふうに認識をしております。

川上委員

延長にあたって、ソフト事業適用ということで、対象が緩やかになってますね。それはどういう意味ですか。

総合政策課長

先ほど説明を申し上げましたが、今回の法律の改正に基づきまして、これまでハード事業のみであった過疎債の対象事業が、ソフト事業にも拡大されたということです。

川上委員

具体的に言うと、どういった分野ですか。

総合政策課長

具体的に申しますと、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保等を図るためのソフト事業と、こういうものに拡充ができますよということでございます。

川上委員

もう少し、例えばこういうことですよというのがありますか。

総合政策課長

本市におきましてはですね、いま考えてるのは、例えばコミュニティバスとかスクールバス、

こういうものに充当が出来るのではなからうかというふうに思っておりますが、これにつきましては、まだ県のほうとも、あるいは財政当局のほうとも協議が必要かなというふうに思っております。

川上委員

それにしても、拡充そのものは緩やかになった点はあるんでしょうけど、今から模索するという感じですね。それから、この自立促進計画がなかなかやりにくいことの一つに、私は、さっき答弁がありましたけど、市の行革路線があると思うんですね。それで、皆さん方は市の行革路線の方向とこの自立促進計画の方向は基本的に同じ方向を向いているという見解と思うんですけども、私は先ほど言ったように、自立促進計画そのものの中に住民福祉の向上だとかあるわけですから、矛盾するところが現実的にはあって、それが制約、自立促進計画の実現をね、制約かけてると思うんですね。あなた方はそう思われていないようだけど。そこでね、例えば、ごみ袋の値上げですね、それから、火葬料の無料から10,500円ですか、への値上げね、有料化ですね。それから、先ほど言った役場の人員の大幅削減ね、こういったのは、そういう表れだというふうに思われませんか。

総合政策課長

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、そういう行革というのも踏まえつつですね、過疎地域の立場を活用して、筑穂地域の活性化を図っていきたいというふうに考えております。

川上委員

そうすると、高齢者が主に使われておったお風呂の廃止、それから、特別養護老人ホームの民間売却の方向ね、こういうのは自立促進計画の方向と一致してますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:10

再開 13:11

委員会を再開いたします。

行財政推進室主幹

行財政改革で実施計画に基づいた計画を行っております。また、公共施設等のあり方に関する実施計画、これに基づいても実施計画に基づいた施設の見直しを行ってきております。これは全般にですね、この自立促進計画中にあります、真に必要な行政サービスは何かということで、収支均衡とれた健全な財政基盤をまず構築すると、そういう中で、本市の特色生かしたまちづくりを向上させていくということで考えているところでございます。

川上委員

だから例えば、そのお風呂の廃止なんかはね、あなた方はどういうふうに言っているかというと、24ページに書いてるんですね。中ほどからね、当地域では、筑穂保健福祉総合センター、特別養護老人ホーム筑穂桜の園、筑穂高齢者生活福祉センター、筑穂老人福祉センター等の高齢者福祉施設を中心に、在宅及び施設サービスを総合的に展開しながら高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図ってきましたと。今後も、地域福祉の総合的な推進体制のもと、住民福祉の柔軟で適正な福祉サービスを提供していくことが必要ですと書いてあるんですね。実際にいま具体的にお風呂の廃止とかね、桜の園の問題とかについて住民福祉の向上、増進とね、どういう関係があるかについて、矛盾があるでしょう。矛盾ないですか。

総合政策課長

ただいま質問者のおっしゃいました行革の方向性といいますが、矛盾は我々はあるというふうには考えておりません。住民の福祉サービスを提供していくことも必要という中でですね、健康福祉センターについては、将来的に民間に委ねることがベターかというような考えのもとに、推進をしていってるというところでございます。

川上委員

この辺はね、見解の相違ということでは本当は済まされないと思うんですよね。25ページには、児童クラブ事業については上穂波、大分で実施していましたが、平成22年4月から内野児童クラブを開設し、サービスの充実に努めていると。これは、今年4月から開設ですか、新規開設ですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:15

再開 13:15

委員会を再開いたします。

総合政策課長

内野小の児童クラブにつきましては、再開をしたということでございます。

川上委員

だから市の行革路線の中で、廃止しとったものを再開したということですよ。だからそういう意味では、ここには矛盾、せめぎ合いがある部分が大いんですよ。だから、こういう大事な自立促進計画をつくる以上、これまでの市の行革方針の流れのまんまで行けば、これは単なる借金メニュー表にしかならないと、その目的をすところの先ほど言われた、法を紹介された3つの点にはね、なかなかつながりにくいんじゃないかというように思うんですね。

それからもう1つ重大な問題がここにはあって、場合によって住民の内心の自由を侵すことにもなりかねないことが書いてあるわけですね。これは筑穂地域だけじゃなくて、飯塚市全体にもかかわることなんだけど、人権同和教育なんです。これを特別な形で位置づけているわけですね。最近はいろんな他の問題も取り上げることが見受けられるけども、中心は同和教育じゃないですか。そして中身は部落解放同盟が主張する路線を大体住民に押しつけるその方向ですよ。そういうものをやっぱりこの自立促進計画に書いておる。このところは全く不必要ではないかと、むしろ、先ほど言った理由で地域住民の内心の自由を侵しかねない、そういう危険があるということからいっても入れるべきではなかったんじゃないかなというように思うんです。そのところについてはどうお考えですか。

総合政策課長

人権同和教育という記述のところに関しましては、合併前及び前回平成18年の計画を引き継いできたものであるというふうに認識しております。また飯塚市総合計画の重要な柱の一つといたしまして、人権同和教育という項目を掲げておりますので、その総合計画との整合性を図りましてこういうふうに掲げております。

川上委員

整合性と言うけれども、これが内心の自由を侵しかねないというふうに指摘してるわけです。これについてはどう思われますか。

総合政策課長

今回の計画では、各種の法に基づき人権教育啓発活動の充実に努めますというふうに、前回の計画からこれは比較しますと、そういうふうに文言の修正等を行っております。

川上委員

私が言ったのは、内心の自由を侵すことにつながりかねないものがね、あるんじゃないかというふうに言ってるんですよ。書き直してるんで、そんなことはないというように言いたいわけですか。前はそうやったかもしれんけど、今度は書き直したと、もうそういうことの心配はないということなんですか。

総合政策課長

いま質問者おっしゃるとおりのように考えてるところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

濱本議員

これ筑穂町と書いてありますが、今まで過疎債を受けられておった旧自治体の中で、どうなっとるのかちょっとお尋ねいたしますが、ないですか、あった、あったんですか、ちょっとそれをお尋ねいたします。

総合政策課長

合併しました4町の中では、旧筑穂町だけが過疎地域の指定を受けておりました。

濱本議員

今までの川上委員の質問の答弁をお聞きしますと、何かあなた達は制約があるというかたちだけで回答をされるような気分が見受けられます。私はこういう申請するならば、以前からいま現在でも財政は苦しいというかたちの中では、いかに補助対象事業として取り上げてもらえるかですね、そういうようなかたちの中で、創意工夫をした中でやろうという意識がちょっと十分に私どもの耳に聞こえてこない部分がたくさんある。もうこれは制約で定められておりますので、これ以上は申請できませんとか、補助対象になりませんかということじゃなくして、職員の方々が創意工夫した中で対象事業やないものを対象事業にさせていただくような創意工夫をして、そうしたような財政を援助できるような方法を考えるべきじゃないかなという気がしておりますので、その点だけはひとつ今後も知恵を出して、考えていっていただきたいという要望でございますので、よろしくをお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

八児委員

ソフト面がですね、かなり前はインフラというかたちで過疎債については私も経験がありますが、ソフト面について充実というか、そういう面でも過疎計画が練られているということで、少し総合政策課のほうで言っていただきましたけども、弱者、高齢者対策としてコミュニティバスがかなりやっぱりこの中には書いてありますけども、具体的にどのようなかたちで上がってくるのか見えないところがあるんですけども、それについてどのようになっておりますか。

総合政策課長

コミュニティバスにつきましてということで、今年度につきましてもいま運行しておりますので、先ほど申し上げました過疎債のソフト事業分がコミュニティバスに充当できるかどうかというのは今から検討してまいります。あと以降につきましてはコミュニティバスにつきまして様々なアンケートや住民調査を行っております。それに基づきまして、新たな運行計画を来年度以降立てていくと。再来年の平成24年度からは補助金もなくなりますので、デマンドバス等あらゆる先進地の事例等を研究して、新たなコミュニティバスの構築に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

八児委員

ぜひですね、しっかりとそこについては、やはり国の補助が切れるということで、特に過疎地域、筑穂地域については今までコミュニティバスがたくさん運用されて地域の人が交通手段として利用されておった経緯があると思いますので、今後の計画をしっかりと練っていただきたいと、そのように要望させていただきます。

人権同和推進課長

先ほど質問が出まして、その答弁があったのに、後ですれて補足説明をして申し分けありません。内心の自由について制約があるのではないが、これ人権同和問題についての記述がいまだに続いていることを先ほど委員のほうから言われました。同和問題はメインに出ていると

ということで、同和問題も重く取り上げられておりますけど、同和問題も同対法30数年続けてまいりまして、同和事業進めてきまして、一定の成果が出てるのが事実でございます。ただし陰湿な差別が完全に払拭できたと言えない部分がございます。やはりその中で、やっぱり地域の融和というものは当然過疎地域にとっては重要な視点であると思う中でですね、やはりそういう差別的なものが払拭できるような形で取り組むべき、またその中に明確にありますように、学校現場ではいじめ等がですね、また幼児虐待というものも各家庭の中で起こっております。そういう人権問題はですね、合わせて取り組むことによって地域または市が一丸となって取り組んでいく、また簡素化を払拭するという形で取り組んでいくことが重要な視点であるというふうに、補足でございますが付け加えておきます。

川上委員

担当外の課長が答弁をしたわけですけども、あなたが答弁された中身は、この自立促進計画になぜ必要なのかお尋ねします。

人権同和推進課長

自立促進計画、以前はハードを中心とした過疎計画に基づきまして事業を進めてまいりました。ただし、あくまでも箱物だけ、またそういうものではなく、過疎地域はそこに住んである人たちのやっぱり意欲を高めるような、またそこに地域の活性化がですね、人の力によってなし得るということを考えればですね、ソフト事業、当然そういうものが重要に位置づけられてくると、その中にまた人権という問題も組み込まれていくという重要なポイントだというふうに考えております。

川上委員

ですからね、それがなぜこの自立促進計画に必要なのかね、なぜ必要だと考えるかお尋ねしてるんです。あなたがこう書いたんでしょから。答弁してください。

人権同和推進課長

私が書いたということではなく、あくまでも先ほど委員の言われました内心の自由を拘束するような、また制限を加えるようなことに、これを書くことがそれにつながるのではないかと表現をされましたので、その確認についてはですね、まだまだこの問題も重要な課題であり、総合計画の地域の問題、総合計画ではすべて網羅しておりますが、過疎計画ではその筑穂という地区の中にもやはり集約した中で、いろいろな事業、また事業の問題が組み込まれていくと、そういうことによって地域の発展があるんだろうというふうに考えております。

川上委員

もう少し明快に、なぜその記述がここに必要なのかを言ってもらえませんか。私が自立計画の中でこれを入れることがね、内心の自由を侵しかねない危険性があると言ったわけだけど、その前にあなたが言ってるのはこの記述が重要だということを強調されたでしょう。だから2つ、あなたは言ってるんですよ、私に。この記述が必要だということと、内心の自由を侵しかねないとかいうことはありませんよと言ってるんですよ。だから、まず最初のほうのことを言ってるんですよ。これがなぜここに必要なのか。この計画の、さっき言ったでしょう、法の目的全体、その関係でなぜこれが必要なのか、スパッと教えてくださいよ。

人権同和推進課長

人権教育啓発に関する法律、これは先ほども申しましたが、この法律が平成12年に制定されておりますが、この基本理念の中にも行政の責務として、あらゆる機会、場所をとらえて人権教育、啓発に努めなければならないという、これは市の運営の中で、行政の責務として重要なポイントとして置かれていることでありますので、自立促進計画においても、排除されるべきものではないというふうに考えます。

川上委員

あなたね、30ページ開けてみてくださいよ。なぜここにウとして人権同和教育という項目

が立つのか、まず説明してください。教育の振興は学校教育、アでしょう、社会教育、イでしょう、なぜここでウで人権同和教育を立てるんですか。お尋ねします。

総合政策課長

繰り返しの答弁になるかもしれませんが、教育の振興という視点の中で現況と問題点を掲げております。その中で、学校教育、社会教育並びに人権同和教育ということを計上しておるところでございます。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念に基づきまして、行政の責務としてあらゆる機会、場所をとらえて人権教育、啓発に努めなければならないとされておりますので、そのことを踏まえまして計画に計上しております。

川上委員

いまそんなこと聞いてないでしょう。なぜア、イがあるのにウを立てたのかと。項目立てのことを聞いたんですよ。なぜウを立てたのかと。

総合政策課長

人権同和教育ということに関しましても、教育の振興という点ではその中の現況と問題点としてとらえたから、ウとして掲げておるということでございます。

川上委員

そういうことだったら、いろいろ法律があるんですよ。あらゆる機会をとらえてとかいうところあるんですよ、たくさん。その中で、これだけはあなた方は特別扱いしているんですよ。なぜ特別扱いするかなんですよ。それで、その3行目に「特に同和問題は我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる重大な社会問題です」と。この文章を入れている意味はどういう意味ですか。

人権同和推進課長

いま委員のほうからもご指摘のありました「同和問題は我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる重大な社会問題です」ということは、特別法に基づきまして同和事業、昭和44年からずっと長年続けてまいりました。一定の成果につきましては、委員も言われるとおり過去の委員会等で言われましたように、もう既に成果が出ていると、法も終わったということではありますが、先ほど私の説明の中にもいたしましたように、人権侵害という面でのソフト的なもの、また差別の実態はまだ克服されてないというのが事実であります。やはり落書きが、やはりインターネット等のいまだに陰湿な差別が続いている現状から見たら、当然重要な問題は、法律というものを、特別法はなくなりましたが、この問題については、まだ解消されていない問題であるということ、ここに上がっているというふうに思います。

川上委員

インターネットのことはまた後で言うんですよ。ここの2行の意味を聞いているわけです。「特に同和問題は我が国固有の人権問題である」というのはどういう意味ですか。我が国固有の人権問題。同和問題が。どういう意味ですか。同和問題そのものが何かということもあるかもしれませんが、我が国固有の人権問題とはどういう意味ですか。

人権同和推進課長

我が国固有の人権問題、これは他の国には同種のものとか、同じものはございません。これは同じ人種であり、民族であり、文化を持ったものを差別してきたという実態が過去にあったということで、当然そのことについて法律も特別法を制定して、その中で取り組んでいった事実がございます。ということは、当然のことながら、この同和問題というものが、我が国固有であるということは、他の国に同和問題と同種のものはないというふうに認識しております。それで特別な我が国固有というふうに表現してあるというふうに思います。

川上委員

日本以外には同和問題はないと。同じ民族で、同じ文化を共有しておきながら差別されるの

が同和問題というんですか、あなたが言いたいのは、そういうのがよその国にはないと。あなたどこで勉強してきたんですか、それを。何に書いてあるんですか。国の法律の中で。

人権同和推進課長

どこの資料、どこの本ということは記憶にありませんが、すべて、全世界のものの差別をすべて知っていることではありませんが、同和問題について、先ほど申しました人種、それに文化または宗教、そういったあらゆるものに同種でありながら、差別したものはないというふうに同和事業を進める中では、そういうふうに語られてきたというふうに認識しております。

川上委員

それが解放同盟の理論なんですよ。日本という国は多民族国家なんですよ、まず。そして部落問題というのは封建制の中で生み出されたものですよ。資本主義の発達とともに解消していくんですよ。商品が流通していく、人が移動する、でなければ資本主義が発達しないでしょ。だからこの中で民主主義が発達するわけですよ。人権も発達するわけね。人権がなければ資本主義が発達しないんですよ。だから、この同和問題、部落問題というのは封建制の残りかすなんです。21世紀を迎える今になって、あなたがたが勝手にあそこは同和地域だとか、旧同和地域だとか、だからこの住宅は絶対一般公募しないとかね、好きなことを言っているけど、我が国固有の人権問題だとかいうのは、あなたがどこで勉強したのかわからないことをここで言うべきではないですよ。でね、日本国憲法が保障する基本的人権に関する重大な社会問題です。これは当たり前じゃないですか。人権に係ることで社会的な問題でないことはないでしょう。なぜわざわざ書くのかと、ここは解放同盟な特殊な理論をここに織り込んでいるだけではないのか。しかもウという特別項目まで上げて。それでは、その次、これまで住民懇談会やさまざまな研修会を通して教育啓発活動を推進してきた結果、あなた方に教育する資格はあるのか、地域住民に対して。啓発とは何事ですか。わからないものに教えてやろうという立場でしょ。そして、同和問題の認識と理解は深まってきたが、何によってあなた方測ってるんですか、これを。同和問題の認識とは何のことなのか。理解が深まってきた、何のことなのか。何のことですか。

人権同和推進課長

特別の法律に基づきまして同和事業費を進めてまいりました。その中で当然理解という部分では、以前はやっぱり結婚問題にも大きな差別が現存しておりましたし、今でも残ってる部分がございます。またはっきり、面と向かってそういう差別的な発言を繰り返していた時代もあります。これは長年の同和事業の取り組みの中で、現在それが少なくなってるのは事実であります。何年経過しようが、同和問題、同和事業が未来永劫続くもの、同和事業は続くものではないというのは私も理解しております。ただしまだ差別が現存する中で、いま手を離していいのかというふうに思ったりします。当然、初期の段階からは一定の市民の理解は得られ、またどこで生まれたかということで結婚の対象としないような時代になりつつありますし、また就職においてもそういう差別がいま明確に調査がされたり、そういうこともなくなりつつある中で、改善に向かいつつあるのは、いま委員が問われた部分だろうというふうに思います。

川上委員

そしたらですね、筑穂地域であなたがいうこの5年間、両性の合意による婚姻でなくてね、あなたがいうような理由で結婚できなかったというのがあるんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:42

再開 13:42

委員会を再開します

人権同和推進課長

すべての結婚事象を把握して、またその中でスムーズに祝福されながら結婚できた人、またそうじゃなくこういう同和問題の差別によって反対されたり、トラブルがあったものをすべて把握しておるわけではございませんので、具体的事例を出せるような状況ではございません。

川上委員

じゃあ社会問題になっていないということになりますよ、その問題について言えば。だいたいね、私が、次のテーマ行きますけど、内心の事由を侵しかねないというふうに言っているのは、この「これまで」というところから以下のことなんです。住民懇談会に行かなくてはならない。途中で帰ったらいかん。何には行かないかん。こういうふうに表示されているわけですよ、内心の事由を犯す行為というのは。あなた方はなぜかと、目標を持っているからですよ。何か所、何人という目標を持ってやっているからそうなるじゃないですか。いわゆる動員ですよ、あなた方の言う。足りん場合は職員まで動員されて行くでしょう。そして、何が教育、啓発ですか。おこがましすぎるでしょ。行政は全体に対する奉仕者なんです。何で教育とか啓発とか言えるんですか。そして「同和問題の認識と理解が深まってきましたが、」、これもおこがまし過ぎるでしょ。そして、少し飛ぶけど、「依然として差別は現存し、また無関心や無理解層もみられます」と。こんなおこがましい表現がありますか。だいたいね、これは筑穂地域のことを書いているんですよ。「インターネットで新たな差別が発生しており」と、乱暴過ぎるでしょう。インターネットでいろんなこと書く人はおるじゃないですか。誰がそれを差別と認定するんですか。こういう記述は差別、ああいう記述は差別。部落解放同盟ですか、それと仲良しのあなたですか。ここにはね、部落解放同盟の大きい影響がある。そういう行政の発想がこの中にあるわけですよ。これがね、逆に問題じゃないかと。それを指摘して総務省の地域改善対策室は地域財特法をやめたんじゃないですか。何年経ちますか。あなた方のこういう行為が筑穂地域の本当の国民的融合、新しい前進を阻んでるんじゃないですか。もう21世紀に入って何年経ちますか。そして一人ひとりについてはわからんこと言う人もおるかもしれない。しかしそれはだめだよと言ってやればいいじゃないですか。それがもう問題にならない時代をつくらうじゃないですか。それを自立促進計画の中に書いて、しかも担当外の課長がね、何のつもりか知らんけども、もう大概にしてもらいたいと思いますよ。質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第91号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めること」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第95号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

課税課長

議案書の37ページをお願いいたします。「議案第95号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

飯塚市税条例につきまして、本年3月31日に専決処分により、公的年金に係る改正と市民税の法人税割額の特例による税率の3年間延長の二つの改正をさせていただいておりましたが、5月の第2回臨時議会の専決処分の承認議案の上程におきまして、公的年金にかかる部分のみの改正条文を議案として提出し、市民税の法人税割額の税率に関する改正条文を遺漏していた

ものであります。

議案上程時の確認時の作業の甘さから、このような不祥事を起こしたことにつきまして深く反省いたしております。今後事務体制を見直し、二度とこのような誤りが起こらないよう常に緊張感を持ち、職務に精励いたす所存でございます。混乱を招きましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

前回提出しご承認いただいた分の説明は省略させていただきます。今回の追加の条文の説明をさせていただきます。38ページをご覧ください。上から5行目でございます。附則第18条の2で市民税法人税割額の税率の特例期間「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」まで延長するものでございます。内容でございますが、法人税割額の標準税率は12.3%でございますが、制限税率であります14.7%を設定いたしまして、3年間の延長を致すものでございます。なお、対象となるのは資本等の金額が1億円を越す法人でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第95号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「平成22年度飯塚市職員採用試験の実施状況について」、報告を求めます。

人事課長

平成22年度飯塚市職員採用試験の第1次試験を9月19日曜日に実施いたしましたので、その概要をご報告いたします。

お手元に資料を配付させていただいておりますA4版縦書きの分でございますが、ご参照ください。左から試験区分、性別、申込者数、受験者数、受験率の順に記載しております。

各試験区分ごとの受験者数は、行政事務上級申込者203人に対し153人、行政事務初級申込者56人に対し49人、土木申込者8人に対し5人、建築申込者8人に対し7人、総数といたしましては申込者275人に対し214人で、受験率は77.8%となっております。

今後、第1次試験の合格発表を10月14日木曜日午前10時に本庁玄関前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者へは14日付発送で郵送により通知を行う予定にしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「職員の不祥事について」、報告を求めます。

人事課長

職員の不祥事についてでございます。2件でございます。

交通法規違反者及び不適切な事務処理に関する懲戒処分についてのご報告をさせていただきます。

ます。人身事故による運転免許停止処分を受けた職員につきまして、平成22年9月1日付で懲戒処分を行いました。事故の概要は財務部主任30歳代男性でございますが、本年3月14日日曜日午後9時40分頃、私用車を運転中、道路を右折しようとした際、対向車線を走行中の自動二輪車を前方約95メートルに確認をし、右折可能と判断し対向車線に侵入いたしました。自動二輪車が衝突を避けようと急制動をかけたため路上に転倒し、自動車の右前部に衝突したものでございます。この事故により、相手側に入院期間約3ヵ月に及ぶ人身事故を起こしたもので、戒告処分といたしました。

次に、5月に行われました臨時議会に上程いたしました専決処分承認議案の内容に不備が発見され、本定例会に改めて提案するという不適切な事務処理が行われましたので、財務部課長50歳代男性を戒告処分とするとともに、その管理監督者である50歳代職員に文書訓告を行いました。

両事案は飯塚市職員の信用を著しく失墜させる結果となり、深くおわびを申し上げる次第でございます。申しわけございませんでした。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「住民訴訟請求事件等について」、報告を求めます。

管財課長

住民訴訟請求事件等の報告について、旧庄内町の町有地売却に関する住民訴訟請求事件等について、9月6日に判決が出ましたのでご報告いたします。

2つ事件がございまして、第1事件として平成18年(行ウ)第46号 損害賠償等請求住民訴訟事件は、旧庄内町の町有地売却に関して不公正な手続によって時価を著しく下回る価格で売却したものであり、これによって町は適正な売買価格と実際の売買価格との差額の損害をこうむり、土地購入者2名は同差額を不当利得したとの主張により、飯塚市に対し町有地売却当時の町長に対し、不法行為に基づく損害賠償金等の支払請求を行うこと、並びに土地購入者2名に対し不当利得返還請求権に基づき、売買の翌日からの遅延損害金の支払請求を行うことを求めた事案です。

第2事件として、平成19年(行ウ)第1号 住民訴訟請求事件は、第1事件の町有地売却に関して、売却は法に違反し無効なものであり、飯塚市は土地購入者に対して同売買に係る所有権移転登記の抹消手続請求をするなどの原状回復措置を取るべき義務を怠っているとして、同怠る事実の違法確認を求めた事案です。

判決内容は、主文として、「1 原告らの請求をいずれも棄却する。2 訴訟費用は参加によって生じた分を含め原告らの負担とする。」とするものであり、2つの事件については原告らの請求はいずれも理由がないことから棄却することとした判決となっております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成22年度行政評価(一次及び二次評価)結果の概要及び事務事業の仕分け対象事業の決定について」、報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

「平成22年度行政評価(一次及び二次評価)結果の概要及び事務事業の仕分け対象事業の決定について」でございますが、報告の前に委員の皆様へ先日、本日の提出しております資料と同じ資料をお渡ししておりましたが、資料の一部に誤りがありましたので訂正をさせていた

だきます。一次評価の評価内訳でA評価749件としておりましたが、これは750件、それからB評価54件としておりましたが、これは53件の誤りでしたので、おわび申し上げます。

それでは行政評価の結果の概要及び事務事業の仕分け対象者の決定につきまして、ご報告いたします。資料の「平成22年度行政評価（一次及び二次評価）結果の概要及び事務事業仕分け対象事業の決定について」、1ページをお願いいたします。行政評価制度につきましては本年度は試行導入ということで、6月から7月にかけて事務事業評価シートを所管部署において作成し、一次評価として860件の事務事業の評価を行っております。評価結果はS評価が21件、A評価が750件、B評価が53件、C評価が19件、D評価が13件、その他が4件、これは22年度事業のため未評価等となっております。また行財政改革推進本部に部長、部次長から構成いたします行政評価推進部会を設置いたしまして、同部会におきまして8月18日に二次評価の対象の87の事務事業を選定いたしまして、8月27日、30日、9月2日の3日間で二次評価、9月3日に行財政改革推進本部会議で同評価の決定をいたしております。評価結果につきましてはS評価が4件、A評価が65件、B評価が18件となっております。

裏面の2ページをお願いいたします。事務事業の仕分け対象事業の選定につきましては、9月7日に行財政改革推進委員会の専門部会でございます行政評価委員会におきまして、事務事業の仕分けの対象となります事務事業を選定していただき、18の事務事業が選定されております。選定されました事務事業は次のとおりでございます。左から所管部名、所管課名、事務事業名を記載しております。内容の説明は省略させていただきます。

最後に、事務事業の仕分けの実施につきましては10月8日金曜日、9日土曜日の両日、午前9時30分から午後5時まで、飯塚市芳雄でございます防災センターにおきまして行うことといたしております。両日とも9事業を予定しております。仕分け体制はコーディネーター1名、外部評価員6名の、1班7名体制となっております。なお公開にて行うことといたしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

2、3お尋ねします。私はこの事業仕分け対象に名古屋事務所が入ると思っておったんですが、名古屋事務所この中に入ってますか。

行財政改革推進室主幹

名古屋事務所については対象事業にはなっておりません。

川上委員

産学振興課の課長を外して企業誘致と兼任させるというようなことで、企業誘致も弱体化したんだけど、名古屋事務所どうしてここに対象にしないんですか。

行財政改革推進室主幹

この事務事業の対象事業の決定につきましては、2次評価の87事業を委員の方にお示しして、一定の基準によりまして委員がこの対象としたということで、事務局、それから所管課はこの選定には加わっておりません。委員さんが選定されたということで決定されたところでございます。

川上委員

その一定の基準というのは何のことですか。

行財政改革推進室主幹

事務事業の仕分けの対象事業の選定基準ということでございますけれども、87事業を委員さんにお渡ししまして、その基準といいますのが、これは私どももノウハウがございませんので、いろんな先進地のいろんな基準を参考にさせていただきながら、できるだけ網羅した形でということで、1つには人件費含めた総事業が年100万円以上のものとか、事業開始から経

年しており当初の目的を達成している可能性があるもの、市の優位性、独自性を発揮するためのもの、またそのための条件整備的なもの、外部の視点から議論が必要である、または有意義であると考えられるもの、それから事務事業の実施や実施方法について市に裁量の余地があるもの、他の事務事業の成果と重複している可能性があるもの、民間や国、県でも同様な事業を行っている可能性があるものといった事業の選定のある程度の基準を示して、委員さんがこの基準に基づいたもの、それから委員さん独自の考え方に基づいたものということで選定していただいたわけでございます。

川上委員

860の中には入ってるんですか。

行財政改革推進室主幹

860事業の中に入ってるかということですが、すべての事務事業をできる限り細かい単位、予算に近い形の単位で評価しております。その中にはいま言われます企業誘致推進事業、名古屋事務所費ということでは入っております。

川上委員

87の中には入ってますか。

行財政改革推進室主幹

二次評価の中には入っておりません。

川上委員

それから基準のことなんですが、名古屋事務所はこの基準ではどれに当てはまるんでしょうか。

行財政改革推進室主幹

一次評価の中にはこの名古屋事務所は入ってございますが、二次評価の段階では入ってませんので、今いいます事務事業仕分けの選定にはまず最初から入っていないという形。だから二次評価の選定基準ということであれば、それが判断の。

川上委員

例えば基準の中に経年してね、目的達成しておる可能性があるものとか言われたでしょう。もう置いても役に立たなかったものについて、やはり考えるということは要ると思うんだけど、私はこの市民の声がこの委員の中に聞こえていないのかなと。それで、委員さんはどういう方々ですか。

行財政改革推進室主幹

今回の事務事業の評価を行っていただきます行政評価員としましては、行財政改革推進委員会というのがございます。これは12名から成り立っておりますけども、その中から6名にお願いしているところでございます。まず大学の教授、それから民間の事業所の方、それから税理士、社会保険労務士、それから市民公募委員が2名という形で、6名にお願いしてるところでございます。

川上委員

名前と肩書を教えてください。

行財政改革推進室主幹

名前は評価者、九州大学大学院法学研究院教授 出水 薫氏、それから赤間登記測量事務所 赤間秀樹氏、それから大坪税理士事務所 大坪輝美氏、社会保険労務士法人総合労務代表社員 栗林 隆氏、それから市民公募として山下義孝氏、小西幸恵氏の2名でございます。

川上委員

それで名古屋事務所については残念ながら対象外ということになってくると、この事業仕分けの意味が、何の意味があるのかというくらい重要な問題ではないかなと思うんですね。どういう視点で事業仕分けするのか。

行財政改革推進室主幹

事業仕分けの意義というか目的につきましては、成果重視の効果的、効率的な行政運営、個々の事務事業の具体的内容について、市民への説明責任、それから職員の意識改革を喚起するといった目的を持って、効果的には事業をゼロベースで見直すことによりまして、事業の改善、予算編成への反映につなげていく。それから外部、第三者の意見をいただくことによりまして、新たな視点での事業の妥当性、効果など、行政内部から問題提起されにくい事業そもそもの必要性を考えるきっかけになる。それから事業の検討過程などをすべて公開いたしますことで、市民の皆さんにも行政サービスや検討過程を知っていただくことができるといった目的、効果がございます。

川上委員

名古屋事務所がもう不必要だということは、少なくない住民の皆さんの声だと思います。この事業仕分けにのらなくても廃止はできると思うので。

それからもう1つお尋ねします。行政機構の改革、統廃合などについては当初の860の中には入ってるんですか。

行財政改革推進室主幹

行政機構というか、組織機構については私ども行財政改革推進室が所管してございます。私どもの所管でございますが、これは一次評価の対象となっております。

川上委員

人権同和推進課はもう要らないと、課としては要らないのではないかという質問をしたところ、再編に向けて検討するという答弁でした。人権同和推進課については一次評価から二次評価、どのへんまで残っていますか。

行財政改革推進室主幹

人権同和推進課の項目でございますけれども、一次評価で10事業ございます。10事業ございまして、二次評価の中には入ってございません。個別の組織についての項目はありませんけれども、課として残す、残さないという項目的なものはございません。

川上委員

人権同和推進課の廃止については別の流れで検討されるんでしょうけど、その事業、現在の事業10ですか、は解放同盟の何千万円の補助金とかね、そういうのがあるんでしょうけども、これが一次評価から二次評価に全然上がってないんですか、全く。

行財政改革推進室主幹

先ほど言いましたように、10件人権同和推進課の所管の事務事業がございます。ただ、この補助金の絡みにつきましては二次評価から外して、この860というのは全てのとにかく事務事業を見るんだと、補助金も含め絡んだところも見るんだということでやっております。そして補助金については別途補助金の審査会のほうに上げてきますので、そちらのほうにかかってくるということもあります。そういうことで、二次評価の選定については全体的に部単位で行っておりますので、たまたま上がらなかったというのか、ちょっとそここの部の判断もございました。

川上委員

わかりました。名古屋事務所、市民の少なくない方がもう望んでないのは事業仕分けにならないと。部落解放同盟などを始めとする同和団体の補助金も仕分けの対象にならないということなんですね。確認します。

行財政改革推進室主幹

結果的に、この18事業の中にそのような2つの事業が含まれてないということでございます。ただ、C、Dと、Dランクになりますともう縮小、廃止といった形で所管課が考えているのもありますので、そういった分については最終的に事務事業仕分けにはふさわしくないとい

う形では出てきていると思います。

川上委員

それに気がつきませんでしたね。Dランクの13を念のために、もう短時間でぱっと名前を挙げてもらっていいですか。

行財政改革推進室主幹

Dランクについては13件ほどございます。これは評価が少し、いろいろとまだ見直し、二次評価、それから事業仕分けにかかっているものはかなり見直しをしています。それから研修あたりが前後したということで、十分にスキルが上がってないというのがありますので、一次評価については再度また見直しをちょっとしなきゃいけないというものがございますが、まず構造改革特別区域計画に関する事務、地域再生計画に関する事務、それから定住自立圏構想に関する事務、市長町長会に関する事務、それから自治基本条例に関する事務、それから検察審査会補助金交付、駐車場管理事務、八木山花木等管理事業、地方卸売市場管理業務、それから高齢介護サービス等貸付事業、それから過疎対策事業でこれは繰越の分ですね。それから土地開発公社予算等経理事業、内住コミュニティセンター管理運営といった13件でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。たいへんお疲れさまでございました。